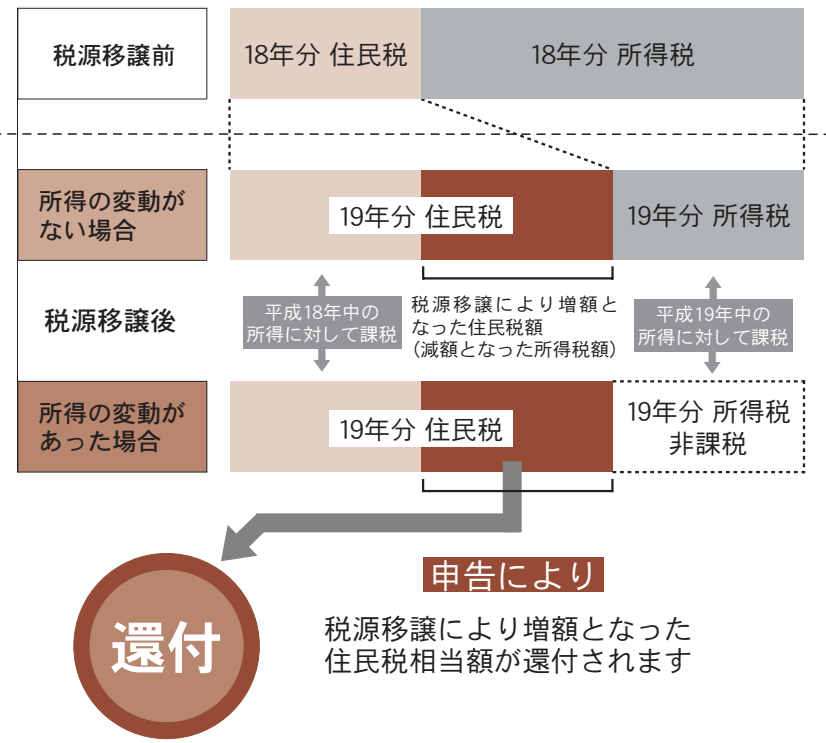


申告により、平成19年度の住民税が還付されます

平成19年中の所得が減って所得税が課税されなかった人が対象です
※19年中に死亡、19年および20年まで海外勤務していた人は対象になりません

【図1】所得変動経過措置のイメージ



所得変動経過措置により住民税が還付となります

昨年から実施されている税源移譲により、ほとんどの人は、平成19年度の住民税が増えますが、同時に、19年度の所得税が減ること、税負担は前年と変わらないようになっていきます。しかし、19年中の所得が減り、所得税が課税されなかった場合、所得税で調整することができないため、税源移譲前と比べると住民税のみが増えることとなります。このような状況を解消するため、次のとおり経過措置が設けられました。
18年中に所得があり、19年の所得が大幅に減った人【注1】で、一定の条件を満たす人については、19年度の住民税額から、税源移譲により

還付が見込まれる人に申告書を送っています

19年度の住民税が登米市から課税されていて、還付の対象と見込まれる人には、通知書と申告書を6月下旬に送付していますので、忘れずに提出してください。皆さんから提出された申告書を再度確認した上で、対象となる人には還付の通知をします。

申告は期間中にお忘れなく

申告期間
平成20年
7月1日
~31日まで

申告先
平成19年度の
住民税が課税
された市区町村

- 増額となった住民税相当額が還付となります【図1】。
- なお、定率減税の廃止などで住民税額が増えている場合は、今回の還付の対象となりませんのでご注意ください。
- ※【注1】平成19年中に
- 定年などにより退職した人
- 自営業で大幅に所得が減った人
- 病气により長期休職していた人など

所得変動経過措置(還付)のモデルケース(夫婦)

所得に変動がない場合

(平成18、19年共に給与収入400万円の場合) (単位：円)

	平成18年(度)	平成19年(度)
	税源移譲前	税源移譲後
所得税	150,000	75,000
住民税	80,000	155,000
合計	230,000	230,000

所得に変動があった場合

(平成18年給与収入400万円、平成19年所得なしの場合) (単位：円)

	平成19年(度)所得なし		税源移譲前後の税率をそれぞれ適用した場合の差額(還付額)
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	80,000	155,000	75,000
合計	80,000	155,000	75,000

※妻は配偶者控除を受けるものとして計算しています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
↓
75,000円が還付されます

また、19年度の住民税が登米市以外の市区町村から課税された人は、課税された市区町村に確認してください。

- ◆ 申告期間 7月1日から31日まで
- ◆ 申告書提出先 総務部税務課
- ◆ または各総合支所地域生活課
- ◆ 問い合わせ 総務部税務課 市民税係
☎0220(22)2163

所得変動経過措置に関するQ&A

- Q** 還付の申告をする際に、申告書のほかに提出する資料はありますか？
A ありません。ただし、平成19年分の所得税の確定申告書や20年度の市県民税申告書を提出していない場合は、還付に該当するかどうかを確認するため、所得内容をお尋ねすることがあります。
- Q** 平成19年1月1日にほかの市区町村に住所を置いていたが、19年10月に登米市へ引っ越しました。この場合、申告書はどちらに提出すればよいのですか？
A 19年度の住民税を課税した市区町村に申告しなければならぬので、19年1月1日に住所を置いていた市区町村に提出してください。
- Q** 平成19年中に死亡、または海外勤務により19年から20年まで国外にいたときには、住民税の還付の対象になりますか？
A 19年度と20年度の住民税の課税所得を比較して、所得が減った人への措置ですので、20年度の住民税の納税者とならない場合は、還付の対象になりません。
- Q** 平成20年3月に退職しました。20年中の所得はなく、所得税は課税されない見込みです。還付の対象となりますか？
A 今回の還付は、19年度の住民税のみが対象となります。20年以降については、所得税・住民税ともに税源移譲後の税率で課税されるので、対象なりません。
- Q** 還付の対象となり、住民税の還付を受けました。しかし、平成19年中の所得に申告漏れがあり、税務署へ修正申告をしました。この場合、還付は取り消されるのでしょうか？
A 修正申告をした結果、還付措置の対象とならなくなる場合があります。この場合、還付した住民税相当額を戻していただくことになります。
- Q** 平成18年分の所得税は課税されましたが、19年分は住宅ローン控除による税額控除で所得税額は0になりました。この場合、今回の還付の対象になるのでしょうか？
A この措置は、平成19年中の所得が減って所得税が課税されなかった場合に対象となります。住宅ローン控除などの税額控除によって所得税が課税されなかった場合は対象なりません。